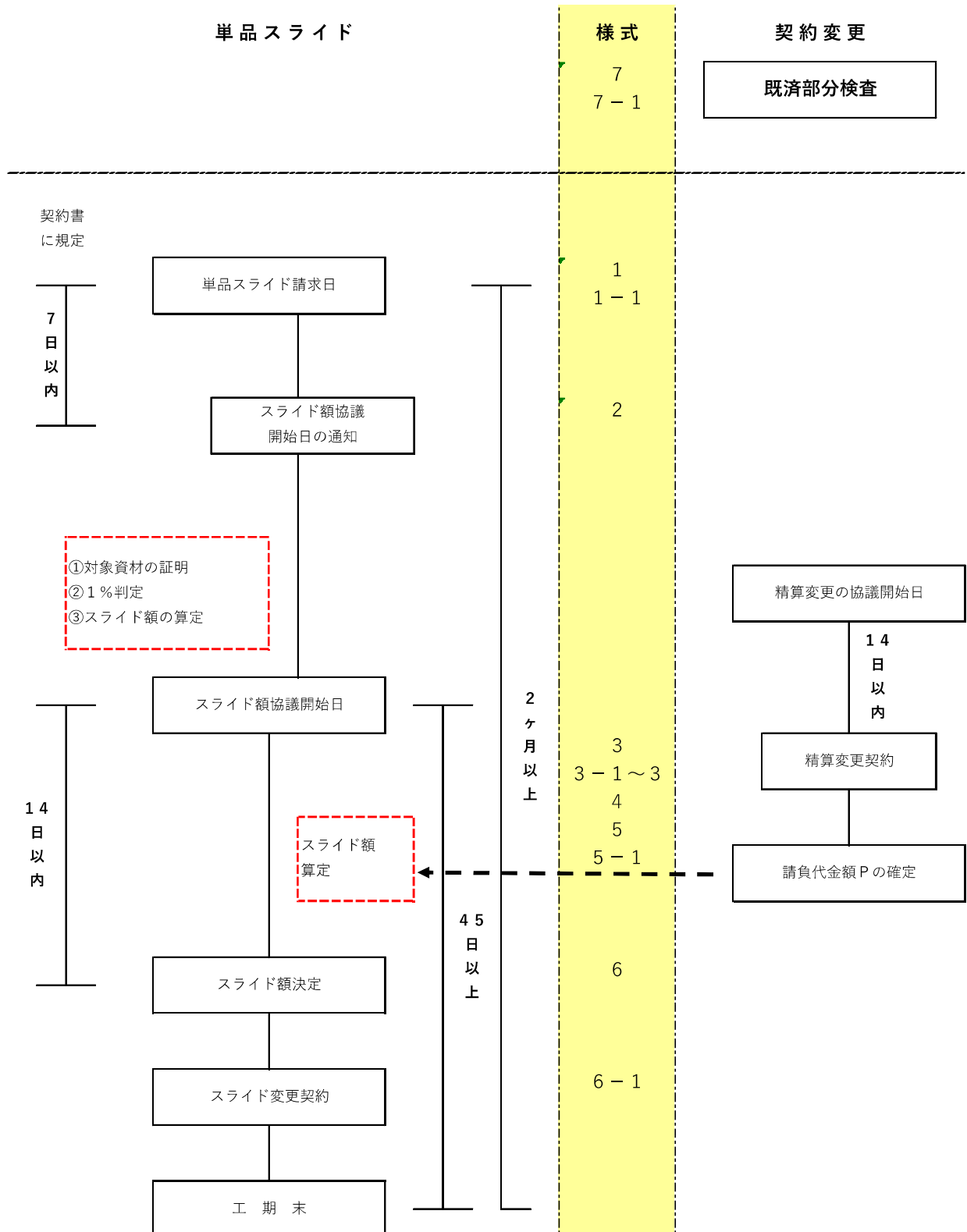


(参考資料)

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式



(様式1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

川 崎 市 長 様

受注者 〇〇〇〇〇建設(株)
代表者名

工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負金額の変更について（請求）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づき請負金額の変更を請求します。

記

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1. 契約番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 2. 請負金額 | ¥ |
| 3. 工 期 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 4. 工事場所 | |
| 5. 請求する主要品目名・材料名 | |
| 【請求する工事材料を具体的に記載】 | |
| 6. 変更請求概算額 | ¥ |

※請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。
なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

請負代金額変更請求額概算計算書

発注者
川崎市 長 殿

受注者

商号又は名称
代表者氏名

工事請負契約書第 2 6 条第 5 項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

- (注)
- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
 - 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
 - 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
 - 詳細に数量計算が出来る場合は、様式－３を用いてもよい。

(様式2)

〇〇〇〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者 〇〇建設(株)
代表者名 様

川崎市長 〇〇 〇〇

工事請負契約約款第26条第8項に基づく協議の開始日について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって請負契約を締結した〇〇〇〇〇工事のスライド基準日及び
スライド額協議開始日を下記のとおり定めたので通知します。

記

1. スライド基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. スライド額協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。

請負代金額変更請求額計算書

発注者

川崎市長

殿

受注者

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

発注者

川崎市長 殿

受注者

商号又は名称

代表者氏名

令和〇年〇月〇日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品 目	規 格	単位	数量	購入 単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
記載例											
軽油	1. 2 号	L	5,000	90	450,000	四国石油	R4年 4 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2 号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	R 4 年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2 号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	R4年 6 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2 号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	R 4 年 7 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2 号	L	5,000	110	550,000	四国石油	R4年 8 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2 号	L	1,000	100	100,000	四国石油	R4年 9 月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量（証明済み）合計			50,000								
軽油	1. 2 号	L	2,000		0	四国石油	R4年 1 0 月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2 号	L	2,000		0	四国石油	R4年 1 1 月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2 号	L	1,000		0	四国石油	R4年 1 2 月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
購入数量（未証明）合計			5,000								

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料料代						
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先
記載例														
再生骨材	40mm	m3	3,000	2,000	6,000,000	北海道砂利	R○年4月	軽油	1.2号	L	700	90	63,000	東京石油
								軽油	1.2号	L	300	90	27,000	大阪石油
再生骨材	40mm	m3	5,000	2,000	10,000,000	北海道砂利	R○年7月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	東京石油
								軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	大阪石油
重建設機械	ブルドーザ21t級	回	1	－	－	四国リース	R○年8月	軽油	1.2号	L	500	110	55,000	四国石油
										計	3,000			

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格		路面切削機		機械搬入所在地		札幌市西区		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		札幌市西区		
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	) +	地区割増・その他	=	合計
	(t 積)	(k m)	(t)													
セミトレーラ	30	110	29	81,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0	) +	1,880	=	139,580
					×		+		+		+		) +		=	
					×		+		+		+		) +		=	

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	ブルドーザ 21 t 級			機械搬入所在地	富良野町		現場所在地	旭川市南が丘		機械搬出場所	富良野町					
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	) +	地区割増・その他	=	合計
	(t 積)	(k m)	(t)													
セミトレーラ	20	50	19.973	42,000	×	0.7	+		+		+		) +	1,355	=	72,755
トラック	40	50	1.322	18,500	×	0.6	+		+		+		) +	650	=	30,250
					×		+		+		+		) +		=	
																103,005
														合計往復		206,010

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

仮設材					機械搬入所在地		江別市		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		江別市	
運搬車両					運賃											
機械名	規格	運搬距離	台数		数量（t）	×	基本運賃（t）	×	（深夜早朝	+	冬期割増	）+	その他	=	合計	
	（t 積）	（km）	（台）													
セミトレーラ	20	90	5	H鋼（12m以内）	95	×	4,000	× <td>（0</td> <td>+</td> <td></td> <td>）+</td> <td>0</td> <td>=</td> <td>380,000</td>	（0	+		）+	0	=	380,000	
						×		× <td>（</td> <td>+</td> <td></td> <td>）+</td> <td></td> <td>=</td> <td></td>	（	+		）+		=		
						×		× <td>（</td> <td>+</td> <td></td> <td>）+</td> <td></td> <td>=</td> <td></td>	（	+		）+		=		

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要な
応じて使用。

スライド変更等協議書

令和 年 月 日

受注者

殿

川 崎 市 長

1 契 約 番 号

2 工 事 名 :

3 工 期 又 は 履 行 期 間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日付けで請求のあった工事請負契約書第26条第5項の適用に基づ
く請負代金額の変更請求について別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議し
ます。

(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))

様式－4
(別 添)

工事請負契約書第26条第5項の対象材料内訳表

品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

※本様式は、発注者側のスライド額算定に使用する。

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	
工 期	自)令和 年 月 日 至)令和 年 月 日
スライド金額(S)	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	

※本様式は、発注者側のスライド額算定に使用する。

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額(①－②) (消費税相当額含む)	
④ $(M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初})$ (消費税含む・請負比率考慮)	
⑤ $(M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初})$ (消費税含む・請負比率考慮)	
⑥ $(M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初})$ (消費税含む・請負比率考慮)	

1)スライド額(S)

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100$$

$$= ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1/100 =$$

$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m \} \times 110/100$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m \} \times 110/100$$

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 請負比率

P : 請負代金額

2)スライド金額(S') = スライド額(S) × 100/110 =

(万円未満切り捨て)

3)消費税相当額＝スライド額(S') × 0.1 =

4)スライド額(S)＝スライド額(S')＋消費税相当額

(様式6)

〇〇〇〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者 〇〇建設(株)
代表者名 様

川崎市長 〇〇 〇〇

工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負金額の変更について(協議)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、承諾された場合は、様式4-3へ記名・押印をしたものを返送願います。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. スライド基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
スライド額協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3. 変 更 額 (増) ¥
うち取引に係わる消費税及び地方消費税額 ¥
※詳細は別紙「スライド調書」のとおり

なお、同条第7項の規定にもとづき、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、変更額を発注者が定め、受注者に通知します。

様式ー6
(別 紙)

工事請負契約書第26条第5項の対象材料内訳表

品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

スライド額が請負代金額の1%を超えない場合本様式を使用する

(様式6)

〇〇〇〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者 〇〇建設(株)
代表者名 様

川崎市長 〇〇 〇〇

工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負金額の変更について(協議)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、承諾された場合は、様式5-3へ記名・押印をしたものを返送願います。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 工 事 名 | 〇〇〇〇〇工事 |
| 2. スライド基準日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| スライド額協議開始日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 3. スライド適否 | スライドの適用が認められない。 |
| 4. 理 由 | 上記基準日での残工事金額を精査した結果、
スライド額が残工事金額の1.0%を超えないため。
※詳細は別紙「スライド調書」のとおり |

なお、同条第7項の規定にもとづき、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、スライド適否を発注者が定め、受注者に通知します。

工事請負変更契約書(第 回)

工事名

変更契約事項

1. 変更工事請負金額 ¥
 うち取引に係わる消費税及び地方消費税金額 ¥
2. 工事請負契約書第26条第5項の規定に基づく賃金又は物価の変動
 による変更
3. その他、原請負契約書及び第○回変更契約書条項のとおり

上記変更契約の証として本書2通を作り、当事者記入のうえ、各自1通を原請負契約書及び第○回変更契約書とともに保有する。

令和 年 月 日

発注者

住 所:

氏 名:

受注者

住 所:

氏 名:

川 崎 市 長

年月日：

受注者（住所）

（氏名）

請 負 工 事 既 済 部 分 検 査 請 求 書

工事請負契約書第38条第2項により既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第26条第5項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工 事 名		
工 期	自	
	至	

（注） 1. 監督職員に提出

令和 年 月 日

受注者 殿

川 崎 市 長

既済部分確認通知書

下記工事について、検査の結果、既済部分を確認したので通知します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 令和 年 月 日～令和 年 月 日

4. 請 負 代 金 額

当該既済部分検査で確認した出来高は工事請負契約書第26条第5項の請求対象とする。

なお、既済部分に相応する請負代金額を¥ -と算定したので
異存がなければ部分払の請求を行われたい。

(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事項量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事項費の1.5% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事項費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわれないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	可能
概要図			

$S = \text{全体対付} \text{変更額} = A - B \times 1.5\%$
ただし、 $A > B \times 1.5\%$ の場合のみ、全体対付適用可能

残工事項に対する変動前後の差額(A)

$S = \text{単品対付} \text{変更額} = A - C \times 1\%$
ただし、 $A > C \times 1\%$ の場合のみ、単品対付適用可能

主要材料の変動額(A)
(材料費のみを対象)

$S = \text{インフレーション対付} \text{変更額} = A - B \times 1\%$
ただし、 $A > B \times 1\%$ の場合のみ、インフレーション適用可能

残工事項に対する変動前後の差額(A)

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙ー1

増額変更の場合の例

受注者

- 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
 - ・ 対象品目、対象材料
 - ・ 変更請求概算額
 - ・ 材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

対象品目及び材料
マニュアル1ー3ー1を参照



発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
 - 品目毎の合計金額で比較する（材料毎の比較は行わない）
 - ① 実勢価格に基づく変動後の金額（品目毎の合計金額）
 - ② 実際の購入金額（品目毎の合計金額）



「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が
安価となる品目

発注者

- 実勢価格にて品目毎の変動額を算出



発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
〔品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可〕



変動額が請負代金額※の1%を超える品目

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は
単品スライドの対象外

発注者

- 実勢価格にてスライド額を算定



受注者から実際の購入金額で
スライド額を算出することを
希望する旨の申し出があった場合

- 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

➢ 具体的なフローは次ページ参照



「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出



発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認



変動額が請負代金額※の1%を超える品目

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は
単品スライドの対象外

発注者

- 実際の購入金額にてスライド額を算定

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

別紙-1

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積書提出※※1
 - ・当初想定した金額が確認出来る契約書等提出※※2
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（請負比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

（補足）見積りについて

- 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

※1 設計価格の場合は様式-8を合わせて提出

※2 契約書（無ければ見積書+様式-8）として提出が難しい場合は、実勢価格として価格変動後の金額を算出

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

＜チェック項目＞

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

＜チェック項目＞

- ①が②以内であるかを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
 - ② 「実勢価格の単価（請負比率考慮）+ 30%」（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（請負比率考慮）の加重平均+ 30%）

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

＜確認方法＞ 各発注者の判断による

- 1) 建設業法第19条又は下請法第3条に基づく当初と変更時に取り交わした書面※3（変更時において契約書等の提出が困難な場合は見積書+様式-8を提出）

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価（請負比率考慮）の+ 30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

（補足）実際の購入金額を使用する場合、当初想定金額を確認する事について
一受注者の実際の購入金額による算定とする場合、実際の購入金額は実勢価格と相違した金額設定となっていることから、実勢価格と同様な考え方により設定されている発注者の設計時点の金額についても受注者の変動前の価格設定と相違していることが考えられる。スライド額の算定において、変動額を正確に把握するために、受注者の当初想定した金額資料の提出を求め、確認した上で、スライド算定を行うものである。